

Tax & Management

視点

タワーマンション節税で課税強化



税を考える週間に合わせ各地でイベントを実施

今年も11月11~17日の「税を考える週間」に合わせ、各地で様々なイベントが行われた。慶應義塾大学では、東京・江東区のキッザニア東京では、子どもたちが税務広報官となり税金セミナーを行ったほか、名古屋市中村区の名鉄百貨店前

「ナナちゃん人形」にはネット申告をPRするタスキが掛けられた。また、東京・江東区のキッザニア東京では、子どもたちが税務広報官となり税金セミナーを行った。

インタビュー 江橋克夫 佐野税務署長
税経相談室 税理士 杉尾充茂・佐藤正大
好評企画 企業法務の実務

弁護士・木島康雄

請求人のK社に対する本件金員の支払が、客観的に見て本件譲渡を実現するために必要な費用の支払であったと認めることはできない。

したがって、本件金員は、所得税法第33条第3項に規定する譲渡費用に該当しない。

(3) 請求人の主張について

請求人は、上記2の請求人のとおり主張するが、請求人がL社からK社の事務室からの退去要求に協力せざるを得なかつた旨の主張については、上記②のイのとおり、L社から上記退去要求があつたことを認めることはできないのであるから、その前提を欠き採用できず、また、本件資産の売買がK社の退去を前提に進んでいる以上、請求人としてはK社に退

去してもらう特段の事情があった旨の主張については、上記②のロのとおり、それは請求人の主觀に基づくものであつてK社の事務室からの退去が客観的に見て本件譲渡の実現に必要であったとは認められないであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件更正処分について

上記(2)の②のハのとおり、本件金員は所得税法第33条第3項に規定する譲渡費用に該当せず、このことを前提に請求人の平成24年分の所得税の納付すべき税額を計算すると、本件更正処分の額と同額となるから、本件更正処分は適法である。

(4) 本件賦課決定処分について

本件更正処分は上記(3)のとおり適法であり、本件賦課決定処分は適法である。

with to assistが勉強会実施

国税OB税理士の松嶋一海氏が座長を務める勉強会グループ「with to assist」は10月6日、東京都新宿区の四谷保健センターで勉強会を実施。今回は「税務から見た『個人・法人の資産運用の適否』及び『第二次納税義務の要件』」の検討において野口博充税理士をはじめ各メンバーから活発な意見が出された。

と中野税務懇談会は10月8・9日、「中野にぎわいフェスタ2016」に「税金広場」を出展。税に関する作品（作文・絵はがき・標語）を展示したほか、e-Tax広報のためにイータ君も参加し会場を盛り上げた。



ふれあい寄席開催

(一社)品川法人会(廣瀬隆博会長)は10月14日、社会貢献活動として東京都品川区のきゅりあん(品川区立総合区民会館)でふれあい寄席を開催。お笑い芸人のナイスなどが出演、大いに盛り上がった。



秩父はんじょう博でe-Tax広報

秩父法人会青年部は10月15日、秩父ミューズパークで開催された「秩父はんじょう博」に出展。映画「心が叫びたがってるんだ。」を利用したリーフレット等を配布し、税を考える週間とe-Taxによる電子申告のPRを行った。

